

平成 17 年 2 月 24 日
気 象 庁

日米間における静止気象衛星による太平洋地域の 気象観測の相互支援について

1. 経緯

日米双方が安定的な気象衛星観測を確保するため、我が国 - 米国政府間で静止気象衛星に関する長期的な相互支援について協議してきた結果、「静止気象衛星による相互支援を通じた太平洋地域の気象衛星観測の維持に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」の締結及び同交換公文に基づく「実施取決め」(気象庁・米国海洋大気庁 (NOAA) 間) の署名を行いました。

2. 長期的相互支援の概要

(1) 相互支援の基本システム

日本側の運用可能な静止衛星 2 機 (うち 1 機は気象観測用予備機) 及び米側の運用可能な静止衛星 3 機 (米国は 2 機で全土をカバーし、1 機が予備機) で構成する。

(2) 協力内容

日本の静止衛星に不具合が生じた場合には、NOAA 側が米国の衛星を西方に移動させ、米国の静止衛星に不具合が生じた場合は気象庁が日本の衛星を東方に移動させ、それぞれ相手国地域の観測データを相手国地上局に送信する (バックアップは 1 年以内)。

(3) 発効要件 (実施取決め)

上記の基本システムが樹立されたことを気象庁と NOAA が相互に書面で通知した時点で発効する。

(4) 責務

気象庁・NOAA は、それぞれの基本システムを維持すること、及び、基本システムを満たさなくなった場合に可能な限り早期に衛星を打ち上げることに努力する。

3. 署名の日時

2 月 18 日 (金) 深夜

交換公文の署名 (於米国)

2 月 23 日 (水) 午前 10 時

実施取決めの署名 (於気象庁)

本件連絡先：

気象庁観測部管理課気象衛星室長

大島 03-3212-8341 (内線2271)

03-3201-8677 (直通)